

尾三消防組合議会会議録 令和7年12月定例会

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場	書記長 水 野 徳 泰
会 期	自 令和7年12月22日 至 令和7年12月22日	1日間
出席議員数	15名	
出席議員	1 番 議 員 大 島 令 子 2 番 議 員 川合ともゆき 3 番 議 員 にしだ 亮太 4 番 議 員 川 嶋 恵 美 5 番 議 員 ゆきむらともこ 6 番 議 員 吉野 ゆうと 7 番 議 員 加 藤 啓 二 8 番 議 員 菱 川 和 英 9 番 議 員 山 下 茂 10 番 議 員 伊地田 妙子 11 番 議 員 鳥羽 富士夫 12 番 議 員 林 久 子 13 番 議 員 三 浦 桂 司 14 番 議 員 毛 受 明 宏 15 番 議 員 清 水 義 昭	
欠席議員	なし	
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 小 浮 正 典 副 管 理 者 佐 藤 有 美 副 管 理 者 近 藤 裕 貴 副 管 理 者 石 橋 直 季 副 管 理 者 小 山 祐 事 務 局 長 塚 田 力 消 防 長 近 藤 和 則 次長兼消防課長 村 瀬 昭 二 次長兼予防課長 石 川 賢 治 次長兼指令課長 富 村 尚 志 次長兼特別消防隊長 松 尾 孝 司 次長兼日進消防署長 石 川 敏 美 総 務 課 長 鷺 野 淳 一 総務課統括専門監 羽 場 浩 一 郎 総務課統括専門監 川 上 良 樹	
職務のために出席した総務課職員の職・氏名	総 務 課 主 幹 小 西 宏 和 総務課課長補佐 竹 内 直 樹 総務課課長補佐 山 崎 充 総務課課長補佐 劔 持 一 彦	
職務のために出席した者の職・氏名	書 記 長 水 野 徳 泰 書 記 今 井 啓 介	
会議録署名者	5 番 議 員 ゆきむらともこ 6 番 議 員 吉野 ゆうと	

会 議 に 付 し た 議 案 及 び 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	結 果
議案第 20 号	尾三消防組合職員の旅費に関する条例	原案 可決
議案第 21 号	尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 22 号	令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）	原案 可決

令和 7 年 12 月尾三消防組合議会定例会会議録

下記議案議決のため、令和 7 年 12 月 22 日午後 2 時から、令和 7 年 12 月尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎 3 階議場に招集された。

議事日程

日程第 1 議会運営委員会委員長報告

日程第 2 管理者あいさつ

日程第 3 会議録署名者の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 20 号
尾三消防組合職員の旅費に関する条例

日程第 7 議案第 21 号
尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 22 号
令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 管理者あいさつ

出席議員（15名）

1 番 議 員	大 島 令 子 議 員	2 番 議 員	川 合 と も ゆ き 議 員
3 番 議 員	に し だ 亮 太 議 員	4 番 議 員	川 嶋 恵 美 議 員
5 番 議 員	ゆ き む ら と も こ 議 員	6 番 議 員	吉 野 ゆ う と 議 員
7 番 議 員	加 藤 啓 二 議 員	8 番 議 員	菱 川 和 英 議 員
9 番 議 員	山 下 茂 議 員	10 番 議 員	伊 地 田 妙 子 議 員
11 番 議 員	鳥 羽 富 士 夫 議 員	12 番 議 員	林 久 子 議 員
13 番 議 員	三 浦 桂 司 議 員	14 番 議 員	毛 受 明 宏 議 員
15 番 議 員	清 水 義 昭 議 員		

説明のために出席した者の職・氏名（15人）

管 理 者	小 浮 正 典 君	副 管 理 者	佐 藤 有 美 君
副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君	副 管 理 者	石 橋 直 季 君
副 管 理 者	小 山 祐 君	事 務 局 長	塚 田 力 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	次 長 兼 消 防 課 長	村 瀬 昭 二 君
次 長 兼 予 防 課 長	石 川 賢 治 君	次 長 兼 指 令 課 長	富 村 尚 志 君
次 長 兼 特 別 消 防 隊 長	松 尾 孝 司 君	次 長 兼 日 進 消 防 署 長	石 川 敏 美 君
総 務 課 長	鷲 野 淳 一 君	総 務 課 統 括 専 門 監	羽 場 浩 一 郎 君
総 務 課 統 括 専 門 監	川 上 良 樹 君		

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（4名）

総 務 課 主 幹	小 西 宏 和 君	総 務 課 課 長 補 佐	竹 内 直 樹 君
総 務 課 課 長 補 佐	山 崎 充 君	総 務 課 課 長 補 佐	劔 持 一 彦 君

職務のために出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	水 野 徳 泰 君	書 記	今 井 啓 介 君
-------	-----------	-----	-----------

午後 2 時開議

◎議長（清水義昭議員）

現在の出席議員数は 15 名です。よって、令和 7 年 12 月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員より、令和 7 年 7 月分から 9 月分までの例月出納検査の結果報告と施設監査の結果報告がありましたので、その写しを配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第 1 「議会運営委員会委員長報告」、議会運営委員会委員長川嶋恵美議員。

◇委員長（川嶋恵美議員）

本日、委員 5 名と管理者をはじめ、議長、副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会について協議しましたので、その結果をご報告申し上げます。

定例会の会期は、本日 1 日とすること。また、会議録署名者は、議長から指名することとしました。

なお、一般質問につきまして、1 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせのとおり質問時間は 15 分以内とし、質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものといたしました。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととしました。

議案質疑につきましては、1 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせのとおり、同一の議案について、質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（清水義昭議員）

日程第 2 「管理者あいさつ」をお願いいたします。小浮管理者。

○管理者（小浮正典）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和 7 年 12 月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の定例会に提出いたします議案は、条例改正 2 件、補正予算の審査 1 件の計 3 案件でございます。

慎重なる、ご審議を賜りまして、全議案可決いただきますよう、お願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（清水義昭議員）

日程第3「会議録署名者の指名」を行います。

会議録署名者には、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から5番ゆきむらともこ議員、6番吉野ゆうと議員、以上お二人を今回の会議録署名者に指名します。

◎議長（清水義昭議員）

日程第4「会期の決定」を議題にいたします。

お諮りします。会期は、本日1日と決定いたしまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第5「一般質問」を行います。質問時間は、議会運営に関する申し合わせ事項により、15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととします。

通告により発言を許します。5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

5番ゆきむらともこ、一般質問を行います。

大規模災害発生時には、多くの通報や様々な情報が錯綜すると思われます。その一つひとつをどう共有し、どのような判断で対応につなげていくのか、明確に準備されていることが重要と考え、お聞きします。

1 大規模な災害が発生した時、各構成市町の災害対策本部との情報共有は、どのような方法で行うこととなっているのでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。近藤消防長。

○消防長（近藤和則）

消防長、近藤。

大規模災害発生時は、消防本部の災害対策本部連絡調整員として、各消防署の予防課職員が各市町の災害対策本部に出向し、相互の情報共有を行っています。相互に情報収集や支援ニーズの把握をするため、デジタル携帯無線、固定電話、携帯電話を用い、迅速な支援活動を行います。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

出向する職員さんの人数や期間は、どのようなですか。

また、出向を想定した訓練は、どのように行われているか伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。富村次長兼指令課長。

○次長兼指令課長（富村尚志）

次長兼指令課長、富村。

大規模災害発生時は、2名の連絡調整員が各市町の災害対策本部の設置から廃止までの間、出向し活動します。

訓練につきましては、情報共有機器を使用し、消防本部と各市町の防災担当課の情報伝達訓練を、各市町2年に1回実施しています。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

日進市の防災安全課にお聞きしましたところ、市の訓練時に日進消防署の職員さんが市の災害対策本部に来てくださっているとのことでした。他の市町でも、訓練時に消防署の職員さんの出向訓練をしていないところがあれば、今後は訓練をしていただくようお願いいたします。意見です。

続けて質問ですが、各消防署に入った通報と構成市町の災害対策本部に入った情報をどのように整理し、対応の優先順位をどのように決定するのか伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。

119番通報や各消防署への駆け付け通報、各市町からの要請を含むすべての災害情報を、消防本部内に設置する消防災害対策本部で一元的に集約し、事案一覧として整理することとしております。

その上で、人命危険の有無や緊急性などを考慮し、対応の優先順位を消防災害対策本部で決定するとともに、必要な車両と人員を決定し、災害現場へ投入することとしています。

なお、災害が、同時多発した場合におきましては、人命に危険が及ぶ火災・救急・救助事案は消防本部が対応し、一方で、人命危険がなく、各構成市町、消防団や電気、ガス、水道事業者で対応可能と消防災害対策本部が判断した事案は、速やかにそれぞれの窓口連絡し、対応を依頼することとなります。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

ありがとうございます。消防災害対策本部の情報集約、整理、判断がとても重要になりますので、的確に行えるよう、引き続き準備をお願いいたします。

次に、2 医療機関との情報共有について伺います。救急現場において、救急隊と医療機関との情報共有は、現状どのように行っているのでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。近藤消防長。

○消防長（近藤和則）

消防長、近藤。

救急隊は、現場で得た傷病者の氏名、年齢、既往歴、内服薬、呼吸、脈拍などの情報を、携帯電話により医療機関と情報共有し、併せて、傷病者の受け入れの可否を確認しております。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

傷病者の情報共有や受け入れの可否の確認を、複数の医療機関に同時にできるオンラインシステムを導入するお考えはいかがでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。松尾次長兼特別消防隊長。

○次長兼特別消防隊長（松尾孝司）

次長兼特別消防隊長、松尾。

当本部の管内には、2 つの高度救命センターと 6 つの救急告示医療機関があり、また、名古屋市や豊田市等の搬送可能圏内にも、三次医療機関が複数あることから比較的速やかに医療機関の確保ができています。

オンラインシステムの導入につきましては、機器の整備や各種情報の入力など医療機関の協力が不可欠でありますので、今後、当本部の実情に適した有効なシステムについて、医療機関と連携し、研究を進めてまいります。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

ありがとうございます。大府市が今年度からオンラインシステムを導入したとお聞きしていますので、この質問をいたしました。各自治体消防により実情が違うということがわかりました。

令和7年10月1日から始まったマイナ救急により、今後、救急現場で傷病者の医療情報を迅速に確認できるケースが増えていくと考えます。これを活かせるような、当本部に有効な手法がありましたら、研究を進めていただくようお願いいたします。

次に、3大型自動車免許取得費用の補助制度について、消防車両を運転するために必要な、大型自動車免許の取得を補助する制度の内容は、どのような伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

大型自動車運転免許取得費用の補助制度は、免許を取得した職員に対して、尾三消防組合資格取得補助金交付要綱に基づき、自動車教習所に要した経費の3分の1を補助し、100,000円を上限とするものです。

免許を取得した職員に交付する補助金は、消防の階級である消防副士長に昇任した年度に、消防副士長に昇任する前に免許を取得した職員も含めて交付しています。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

補助金額は、各自治体消防で様々ですが、全額補助や2分の1、上限15万円のところもあります。

近隣では、大府市が9万円から20万円に今年度、拡充しました。職務に必要な免許ですし、人材定着・維持のためにも、補助額の見直しを検討してはどうかと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

大型自動車運転免許は、消防車両の運転に必要な免許のため、現在、当組合の8割以上の職員が本免許を取得しておりますが、今後の適正な消防車両の運用に影響が生じないよう、県内の消防本部の状況も参考としながら、補助制度の拡充について調査研究してまいりたいと考えています。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

自己負担分が大きいことが理由で、本免許を取得されない方がいらっしゃると残念です。取得されない理由を聞き取っていただくことも必要かと考えます。ぜひ、補助金額を拡充する方向で調査研究をお願いいたします。

次に、4 感震ブレーカーの設置促進について、感震ブレーカーの設置を促進するために、構成市町とはどのように連携しているか伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。近藤消防長。

○消防長（近藤和則）

消防長、近藤。

感震ブレーカーについては、東日本大震災の検証から、地震火災の過半数が電気が原因であったことを踏まえ、構成市町が開催する各種イベント会場や高齢者への防火訪問、防火教室等あらゆる機会を捉えて啓発に努めています。特にイベント会場や中学生を対象とした防火教室では、管内にあるブレーカーのメーカーにも御協力をいただき、感震ブレーカーのモデル機を使って啓発に努めているところであります。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

火災には、面的な予防対策が有効と考えます。地域単位での設置推進の取り組みを構成市町と連携して実施できないでしょうか。

令和 8 年 3 月に感震ブレーカーが火災予防条例に防災機器として追記され、消防の所管に位置づけられるとお聞きしています。

今後、さらに設置推進にどのように取り組まれるかを伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

議員がおっしゃるように、特に住宅密集地では面的な予防対策が有効と考えます。

令和 8 年 3 月の火災予防条例の改正により、住宅における火災の予防の推進という条文に「感震ブレーカー」の普及の促進が新たに明記される予定であることから、その必要性はもちろん、構成市町の行っている補助制度を地域の訓練やイベントなどで紹介さ

せていただくなど、地域一体となって設置されるような環境づくりを構成市町とも連携して推進していきたいと考えております。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

まずは、地域の訓練やイベントなどで補助制度の紹介も併せてしていただけるとのこととで、よろしくお願いいたします。

12 月 19 日に、政府の中央防災会議の作業部会が、首都直下地震の新たな被害想定を公表したとテレビ等で報道がありました。その際、併せて感震ブレーカーの設置推進に自治会などが取り組む事例が取り上げられていました。感震ブレーカーの共同購入や補助制度の申請を自治会などが取りまとめて行えるようにするなど、面的な設置が推進されるよう、構成市町との連携を進めていただきますよう、ご検討をお願いいたします。

最後に、5 防火フードについて、防火フードの導入状況は、どのようになっているか伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。近藤消防長。

○消防長（近藤和則）

消防長、近藤。

防火フードは、防火衣や防火帽で覆いきれない顔面及び頸部を保護するもので、火災現場での受傷事故防止に必要不可欠な装備で、第 8 次消防力整備計画の重点取組事項となっております。

貸与する職員につきましては、消防司令以下の階級の職員とし、令和 5 年度に 161 名、令和 6 年度に 134 名、令和 7 年度に 16 名の計 311 名、対象者全員に貸与しております。

なお、令和 8 年度以降の新規採用職員には、その都度、貸与いたします。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

消防力整備計画、第 8 次中間見直しでは、貸与率の指標が令和 5 年に 50%以上、令和 10 年に 100%となっていましたので、できるだけ早く対象者全員に貸与を進めていただきたいと考え質問しました。

今年度に 100%になったということで、早く進めていただけて安心しました。ありがとうございます。

これで、一般質問を終わります。

◎議長（清水義昭議員）

以上で、一般質問を終わります。

◎議長（清水義昭議員）

日程第6、議案第20号「尾三消防組合職員の旅費に関する条例」を議題とします。
議案の説明を求めます。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

議案第20号「尾三消防組合職員の旅費に関する条例」についてご説明いたします。
資料をご覧ください。

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに
伴い、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等を行うため、本条例の
全部を改正する必要があるからです。

また、本条例の改正に伴い、附則にて「尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの
報酬及び費用弁償に関する条例」、「尾三消防組合証人等の実費弁償に関する条例」及び
「尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正いた
します。

この条例の施行日は、令和8年4月1日となっています。

議案第20号の説明は以上です。

◎議長（清水義昭議員）

議案第20号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入
ります。

議案第20号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第20号「尾三消防組合職員の旅費に関する条例」は、
原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第7、議案第21号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題と
します。

議案の説明を求めます。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

議案第 21 号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

この案を提出するのは、本年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等について、改正する必要があるからです。

この条例の施行日は、令和 8 年 1 月 1 日です。

「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についての説明は以上です。

◎議長（清水義昭議員）

これより、議案第 21 号に対する質疑を許します。

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

5 番ゆきむらともこ。

議案第 21 号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について議案質疑いたします。

1 点目、第 29 条の 9 について、警報を発した時の「火の使用の制限」は「義務」と捉えて良いですか。また、義務となる場合、罰則規定はあるか伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

議員のおっしゃるとおり、条例第 29 条の 9 の林野火災警報が発令された場合の「火の使用の制限」は「義務」となります。

また、条例上の火災に関する警報は、消防法第 22 条第 3 項、火の使用の制限は、第 22 条第 4 項に規定するものであることを明確にしたものですので、消防法令上の罰則規定がございます。制限に違反した者は、消防法第 44 条の規定により 30 万円以下の罰金又は拘留に処されることとなります。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

「義務」となるならば、「火の使用の制限の義務」と標記されない理由を伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

第29条の9は、消防法第22条第4項の規定により火の使用の制限が義務となることから、条例には記載がありません。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

2点目、広報・啓発について、令和8年1月1日から「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用が始まることについての広報・啓発をどのようにされるか伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

尾三消防組合公式ホームページやSNSにて周知することができるよう準備を進めております。

また、現在策定中の林野火災注意報及び林野火災警報運用基準において、発令の対象地域を管内全域ではなく、「森林の規模が概ね100ヘクタール以上の森林及び当該森林から概ね100メートル以内の区域」としていることから、該当地域の代表者の方などに個別に説明を行う予定です。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

3点目、注意報、警報の発令指標について、注意報、警報の発令指標は、それぞれどのように設定されているのか伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

注意報及び警報の発令指標は、尾三消防組合火災予防条例施行規則により、雨量や気象注意報などそれぞれの気象状況等に応じて発令する予定としております。

◎議長（清水義昭議員）

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

4 点目、注意報、警報が発せられた際の住民への周知について、組合管理者から注意報、警報が発せられた際は、住民にどのように周知するのか伺います。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

林野火災注意報及び林野火災警報の伝達方法についても、林野火災注意報及び林野火災警報運用基準において定める予定としております。林野火災注意報については、尾三消防組合公式ホームページや SNS、構成市町の登録メール、消防車両等による広報を予定しており、林野火災警報については、注意報の伝達方法のほか、構成市町の防災行政無線による伝達方法を予定しております。

◎議長（清水義昭議員）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第 21 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第 21 号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第 8、議案第 22 号「令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

議案の説明を求めます。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

議案第 22 号「令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明いたします。

資料 3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 420 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 43 億 3,176 万 7,000 円とするものです。

10、11 ページをお願いいたします。

歳入の款 7 項 1 目 1 「繰入金」 420 万 2,000 円は、歳入歳出補正金額の調整のための財政調整基金からの繰入となります。

12、13 ページをお願いいたします。

歳出です。

13 ページ「説明」欄に記載の「光熱水費」及び「デジタル無線基地局電気代」につきましては、各消防署、出張所及び日進市岩崎町の御嶽山に設置されているデジタル無線基地局の電気使用量増加に伴い、電気料金の不足が見込まれるため、また、水道料金の改定に伴い、同じく各消防署、出張所で水道料金の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

また、款 3 項 1 目 5 「日進消防署費」の節 11 「役務費」については、予防査察などによる一般加入電話の使用回数の増加により、電話料の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

議案第 22 号の説明は以上です。

◎議長（清水義昭議員）

議案第 22 号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。

議案第 22 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第 22 号「令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

以上で、本議会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。本議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第9「管理者あいさつ」をお願いします。小浮管理者。

○管理者（小浮正典）

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

今後も、より一層のご指導を賜りますようお願いいたします。

さて、今年を振り返りますと、8月の記録的な大雨により、各地で土砂災害や浸水が相次ぎました。

さらに9月の台風15号は、線状降水帯の発生による広範囲の激しい雨をもたらし、道路冠水や交通の乱れを生じさせるとともに、突風や竜巻による住宅の損壊、停電などを発生させました。

そして今月に入り、三陸沖を震源とする地震が発生し、住民が津波警戒による避難を余儀なくされるなど、いずれも生活への影響が大きく出たことは、記憶に新しいところです。

当組合管内でも、いつ大規模な災害が発生するか分かりません。

しかしながら、あらゆる災害から住民を守るため、消防という組織の中で、職員一人一人が、その力を最大限に発揮し、住民の負託に応えていく所存です。

終わりになりますが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。

議員皆さまにおかれましては、健康管理にご留意いただき、すがすがしい新年を迎えられるよう祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

◎議長（清水義昭議員）

閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

年の瀬も押し迫ってまいりました。議員各位におかれましては、議員活動などご多用とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、今後も消防行政推進に、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

これをもって、令和7年12月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時33分閉会

上記会議録が正確であることを署名する。

令和7年12月22日

議長

清水義昭

会議録署名者

ゆきむらとむに

会議録署名者

吉野ゆうと